

時 報

◎飼料の公定規格を改正 農林省家畜別に合理化をはかる

農林省ではこのほど飼料の公定規格の追加および変更を行なうことにし、さる4月17日付けでこれを告示、6月2日から実施に移すことになっています。

飼料の公定規格は昭和31年に「飼料の品質改善に関する法律」にもとづいて制定され、33年6月の一部改正を経て、流通飼料の品質保持の基準となっていました。しかし最近の家畜栄養学の進展、飼料技術の進歩や飼養形態が変化していること、飼料の需要が急速にふえてきていることから、さらに飼料の利用効率を高め飼料の需給を円滑にしようとするためのもので、改正はつぎのような点がその主なものとなっています。

1、若肉鶏用配合飼料の公定規格の設定

最近のブロイラー生産の発展から新たに「若肉鶏肥育用配合飼料」の公定規格が設定されたもので、産卵鶏用のひなのぬきおすを利用するわが国のブロイラー飼育の実態に合わせ、中すうに相当する期間に限定している。

成分量は従来「中すう育成用配合飼料」に比較して粗たん白質の最小量を引き上げ、粗せん維および粗灰分の最大量を引下げて、粗たん白質およびカロリーを高めることに主眼がおかれている。

2、魚荒かす粉末の公定規格の設定

魚粉は従来「魚かす粉末」および「干魚粉末」の二種類の公定規格が設定されていたが、最近の水産加工業の進展にともない、魚荒かすの生産量が増加しているので、あらたに「魚荒かす粉末」の規格を設けて、優良な魚荒かす粉末の普及を期する。

3、大麦ぬかおよびはだか麦ぬかの公定規格設定

流通量の多い混合麦ぬかについて、あらたに「大麦混合ぬか」および「はだか麦混合ぬか」の公定規格も設定して品質の改善をはかる。

この規格の設定は、その品質を左右する最大要因である粗繊維・粗灰分および水分の含有量について規制することとし、その成分量は大麦56.5%、はだか麦66.5%の精麦歩留りのときに生産される混合麦ぬかの含有成分を基準としている。

4、養鶏用の各種配合飼料の公定規格改正

たん白質飼料の無駄をさけ、カロリーの含有量を高めることを目的に、養鶏用各種資料のうち「中すう育成用配合飼料」および「成鶏飼育用配合飼料」の粗たん白質の最小量を引き下げ、「幼すう育成用配合飼料」「大すう育成用配合飼料」および「成鶏飼育用混合飼料」の粗繊維の最大量を引き下げた。

5、幼令牛、若令牛の育成および乳牛飼育用配合飼料の公定規格改正

草によるたん白質摂取量との関係を考慮し、配合飼料の粗たん白質の最小量を引き下げ、かつカロリーの含有量を高め、栄養の均衡と、飼料効率を高めるよう原則として粗繊維の最大量が引き下げられた。

また粗脂肪は最近の搾油技術の進歩による油粕類の粗脂肪含有量の低下を考慮して改正された。

飼料の種類名については、一般的に使用されている用語に統一するため「幼犢を「幼令牛」に「大犢」を「若令牛」にそれぞれ改め、また幼令牛および若令牛の月令区分はそれぞれ飼料との関係を考慮している。

6、養豚用の各種配合飼料の公定規格改正

カロリーの含有量を高めるため、粗たん白質の最少量を引き下げるとともに粗繊維の最大量を引き下げた。

「若豚育成用」、「成種豚飼育用配合飼料」の粗灰分の最大量の改正は、配合用原料の使用範囲の拡大が考慮されている。

以上が改正点の主なものですが、今回の改正では、とくにたん白質飼料の有効適切な使用を促がし、過剰なたん白質による障害をさけるため、配合飼料についてたん白質の使用目標としての上限が定められたことが重要な点で、このほか現在農林省では自給飼料の利用効率を高めるため、自給飼料と組み合わせて基礎的に使う混合飼料の規格設定についても検討をすすめています。

飼料公定規格

新旧対称表

飼料の種類	育成段階の区切り (及び摘要)	成分の最少量		成分の最大量			その他の事項
		粗蛋白	粗脂肪	粗脂肪	粗せい	粗灰分	
幼すう育成用配合飼料	ふ化後おおむね1カ月以内	19.0	3.0		6.5	9.0	
中すう	2カ月目から3カ月まで	17.0	3.0		7.0	10.0	
大すう	4カ月目から5カ月まで	14.0	3.0		7.5	10.0	
成鶏用	6カ月以上	16.0	2.5		7.5	11.0	
幼とく育成用	生後おおむね4カ月目から6カ月まで	16.0	2.0		7.5	9.0	1 尿素有量は1%以上3%以下であること 2 糖密の含有量は5%以上35%以下であること
大とく育成用普通	7カ月目から18カ月まで	15.0	2.0		9.0	9.0	
尿素	同上	16.0	1.5		10.0	10.0	1 尿素有量は1%以上3%以下であること 2 糖密の含有量は5%以上35%以下であること
乳牛飼育用普通	乳牛の飼育用	14.0	2.0		10.5	10.0	
尿素	同上	15.0	1.0		12.5	11.0	
ほ乳期子豚育成用配合飼料	ほ乳期子豚育成	21.0	2.5		5.0	8.0	
幼豚育成用	生後おおむね3カ月目から4カ月まで	16.0	2.5		7.0	9.0	
若豚育成用	5カ月目から10カ月まで	14.0	2.0		8.0	9.0	
成種豚飼育用	11カ月目以上	15.0	2.5		8.5	9.0	
肉質フィッシュソリール吸着飼料		32.0		7.0	6.0	10.0	
内ぞう質		32.0		10.0	6.0	10.0	

飼料の種類	育成段階の区切り (又は摘要)	成分の最少量		成分の最大量			その他の事項
		粗蛋白	粗脂肪	粗脂肪	粗せい	粗灰分	
幼すう育成用配合飼料	ふ化後おおむね1カ月以内	19.0	3.0		6.0	9.0	
中すう	1カ月～2.5カ月	16.5	3.0		7.0	10.0	
大すう	2.5カ月～産卵開始前まで	14.0	3.0		7.0	10.0	
成鶏飼育用	産卵開始後	15.0	2.5		7.0	11.0	
○若肉鶏肥育用	ふ化後おおむね1カ月～2.5カ月	17.0	3.0		6.5	9.0	
ほ乳後期仔牛育成用配合飼料	ほ乳後期仔牛育成	21.0	2.0		6.0	8.0	
幼令乳牛育成用	生後おおむね4カ月～8カ月目	16.0	2.0		7.5	9.0	
若令乳牛育成用普通配合飼料	9カ月から18カ月まで	12.0	1.5		9.0	10.0	1 尿素有量は1%以上3%以下であること 2 糖密の含有量は5%以上35%以下であること
尿素配合飼料	同上	13.0	1.5		9.5	10.0	
乳牛飼育用普通	乳牛の飼育用	13.0	1.5		10.0	10.0	1 尿素有量は1%以上3%以下であること 2 糖密の含有量は5%以上35%以下であること
尿素	同上	14.0	1.0		10.5	11.0	
ほ乳期子豚育成用配合飼料	ほ乳期子豚育成	21.0	2.5		4.0	8.0	
幼豚育成用	生後おおむね3カ月目から4カ月まで	15.0	2.0		6.5	9.0	
若豚育成用	5カ月目から8カ月まで	12.5	1.5		7.5	10.0	
成種豚飼育用	9カ月目以上	12.5	1.5		8.0	10.0	
魚粕粉末		53.0			1.0	18.0	
干魚		50.0			1.0	20.0	
○魚荒粕粉末		40.0			1.0	30.0	
動物性蛋白質混合飼料		45.0			1.0	25.0	
植物性		30.0			8.0	8.0	
動物性		40.0			5.5	15.0	
糖密吸着飼料		6.0			9.0	11.0	糖密含有量は25%以上50%以下であること
○フィッシュソリール吸着飼料		32.0		10.0	8.0	12.0	
乾燥酵母		40.0			5.0	9.0	
○大麦混合ぬか					11.0	5.5	水分13.5%以下であること
○裸麦混合ぬか					5.0	4.5	

- 注 1. 成分規格中太字は改訂または新規規格である。
 2. ○印は新規規格として設定された飼料。
 3. 旧規格には新規に改訂のあったもののみ対照としてあげた。
 4. ○印および太字でないものは旧規格のままで改訂のなかったもの。
 5. 育成段階の区切り中、おおむねとは前後半月間以内と考える。

岡山畜産便り1962.05

7、肉質および内臓質フィッシュソリュブル吸着飼料の公定規格改正

最近では肉質および内臓質に区分して製造されなくなっていることから、新たに一本化した「フィッシュソリュブル吸着飼料」を設けた。また吸着原料の使用範囲を拡げ飼料資源の活用をはかるため粗織

粗蛋白質保証成分量の上限 粗蛋白質の保証成分量の上限の指導目標を下記のとおりとする。

種 類	公定規格の改正による最低規格	指導目標の上限	備 考
幼雛育成用配合飼料	19.0%	23.0%	最低上限の巾 4%
中雛 "	16.5	20.5	
大雛 "	14.0	18.0	
成鶏飼育用配合飼料	15.0	19.0	
若肉鶏肥育用 "	17.0	21.0	
ほ乳後期子牛育成用配合飼料	21.0	26.0	5% (但し尿素配合に限り3%とする)
幼令牛育成用配合飼料	16.0	21.0	
若令牛育成用普通 "	12.0	17.0	
若令牛育成用尿素 "	13.0	18.0	
乳牛飼育用普通 "	13.0	18.0	
乳牛飼育用尿素 "	14.0	19.0	
ほ乳期子豚育成用配合飼料	21.0	25.0	4%
幼豚育成用配合飼料	15.0	19.0	
若豚育成用 "	12.5	16.5	
成種豚飼育用配合飼料	12.5	16.5	

維・粗灰分の最大量を引き上げた。

◎県畜産関係新陣容
4月人事異動による

さる4月1日付の県職員人事異動で畜産関係にもかなりの動きがありました。

岡山市網浜に設置の県営食肉市場や蒜山原の酪農大學、成羽町の酪農経営改善指導所のほか、県種豚場などあたらしい機構への発令もありつぎのような新陣容となりました。

畜産課職員一覧表

(課長) 蔵知 毅

(課長補佐) 花房清人

管 理 係

(主事) 成木盛隆、妹尾弘、宮地道雄、(主事補) 山

崎信義=国体、久保田めぐみ、野口泰嗣、吉田睦、(運転手) 長谷川竜、大崎芳蔵

畜 政 係

(係長) 今本香豆彦、(技師) 三村剛、片山秋坪、石田正之

酪 農 係

(係長) 上原茂喜、(技師) 永井仁、竹内秀雄=兼酪連、岩井敏一、高橋彰

草 地 係

(係長) 中島大二、(技師) 難波文、浅羽昌次、諏訪一男、石原和夫

畜 産 係

(係長) 田辺十三雄、(技師) 森谷昇一、嘉寿頼栄、岡本孝哉、堤兼利

衛 生 係

(係長) 石井敏雄、(技師) 藤原若彦、大月太郎、石井達男、(主事補) 蓬郷良恵

団 体 職 員

白髭暢子、芦野誉子、安達美智江

種 豚 場

(係長) 多田昌男

人 口 受 精 所

(所長) 小島雅之、(技師) 湯浅進一、(牧夫) 榎本進、(人工授精師) 伊原正人、徳山弘之、(雇傭) 延原昭

大阪経済事務所

(農林主査) 題府優

養鶏試験場

(場長) 出口孝吉

(庶務課長) 物部善雄、(業務課長) 大西務、(研究主任) 川崎晃

(主事) 遠藤志郎、(技師) 岩本敏雄、植月昌彦、青山寔、(主事補) 浪速祥、(技師補) 内藤昭章、上野満弘、松井修、(小使) 中島浪子、(牧夫) 糸島誠治、難波寿、瀬尾勲、海野慶一、田中薫、井川孝允、窪剛、寺島勉、柴田正晴、(運転手) 大倉喜八郎、(臨牧夫) 鳥山弘子、奥原千枝子

酪農試験場

(場長) 小沢宣雄、(庶務課長) 山本正基、(業務課長) 清須秀徳

(主事) 重歳博史、(技師) 小谷洵一、岸川良吉、三宅律太、守屋典彦、河田治茂、吉田幸正、(主事補) 辻禎子、高森茂樹、(技師補) 二宮一郎、古市比天司、北川久、(人工) 坂本登、津高馨、和田信良、松本泰信、磯山旭輝、(牧夫) 三谷祐造、田村剛、青野英夫、秋葉清己、清水十四男、豊田毅、頼実茂、米田秀一、大谷次郎、植木昇、原田憲一、(運転手) 下山定夫、(炊事) 小林フサ、(用務員) 小林泰治

岡山畜産便り1962.05

和牛試験場

(場長) 林正夫 (庶務課長) 村上寿典、(業務課長) 瀬島源喜
 (技師) 赤木昭典、梶並嘉芳、三代伍郎、馬場克之、(技師補) 古市充利、大本勲、(人工) 北田豊、川西昭一、(筆生) 吉田弘子、(運転手) 徳森和義 (牧夫) 山本米雄、山本忠八、池田節夫、池田貞良、柴田正治、田中資淵、上田好美、山上忠之、上田光政、梶並幹展、池田春陽

食肉市場

(場長) 片山登喜夫、(総務課長) 林馨、(業務課長) 渡辺明喜
 (主事) 下田久雄、(技師) 逸見荘、(主事補) 坪井一男、景山信義、伍賀正弘、(用務員) 智片久子、(臨時) 浜野友義、山中治郎、花田末博

県営育成場

(牧夫) 常守実

酪農経営改善指導所

(技師) 原 滋、(牧夫) 神田仁

酪農大学校

(校長) 惣津律士

(総務課長) 田中正志、(教務課長) 花尾省治、(飼養研究主任) 竹原宏、(経営研究主任) 神野一夫、(飼料研究主任) 三秋尚、(衛生研究所長) 花房猛
 (主事) 近藤登一、(技師) 松井英太郎、広友元一、(主事補) 小谷哲夫、(技師補) 河内英之、石坂早夫、天野省治、(人工) 谷名光朗、山草平、(炊事夫) 伊藤幸、戸田道子 (牧夫) 池田勝、重康紀男

農林事務所別職員一覽表

美作			津山					勝山			新見			高粱		笠岡			倉敷		和気			岡山			農務所	
技師 係長 芳師 小坂 尚 静夫			技師 係長 牧師 阿部 充伸 慎一 富士郎					技師 係長 石原 小割 利美 健			技師 係長 成田 池田 弘 新			技師 係長 岡本 小郷 宗三 文雄		技師 係長 行森 国定 博 登茂 雄			技師 係長 横見 多田 廣 徳 確		技師 係長 黒住 渡辺 陽一 滋樹			技師 係長 林師 松尾 和宏 文雄			農務所	
◎美作	大原	◎日本原	弓削	福渡	奥津	◎倭文	◎加茂	勝山	美甘	◎落合	◎刑部	神郷	草間	宇治	◎豊野	◎美星	◎中川	井原	鴨方	倉敷	総社	◎赤坂	和気	吉井	児島	◎長浜	御津	◎衛生所 ◎設備方所
服部 剛	天野 毅	唐木 三浦 友久 茂樹 昭久	植木 富士男	。下野 大塚 一夫 広吉	横山 成美	岡牧 義富 彦夫	。片浦 榎上 卓道 卓彦	道繁 孝一	奥日 笠 一重 雄	。豊田 繁正	。佐々木 忠逸	高谷 猛	杉山 哲也	光森 大 二 稔	石井 正俊	和藤 昇進	有安 肇	大野 敦生	藤狩 三男 理美	末永 武 謙久	難波 祐 弘男	古谷 野末 光	。赤田 中 欣一 昭	田木 本 須弥 肇	黒野 昭 昌	。遠藤 江 勲 次郎 卓夫	細野 志 郎	技師 師長
矢部 上 重美 寛明 小林 広志	。池田 崎 義 勉 雄	。鹿島 江 拓 雄 康 福田 道 雄	井上 敬一	。松川 政道	。有木 郁三	。赤辺 武 彦 夫	。智原 和 啓 正	。三村 久 貞 次	。小川 和 明 夫	。楢本 平 洋 志 勝 栗原 本 勝 高 治			。盛岡 安 司	。一町 田 貢	。松永 新 田 栄 正	。長谷川 三 利 主 藏 博	。高橋 片 山 政 次 男 慶 次	。原 大 平 武 志 行 男	。豊田 通 弘	。佐々木 太 田 啓 介 根	赤木 三 夫	。木梨 口 康 昭 豊	寺岡 敏 昭	。光井 武	。赤木 卓 志	。高尾 矢 尾 正 博 登 小林 元 治	福山 孝 人	。印技 人 工 授 精 師 補

岡山県乳牛育成場、岡山県営と畜場、岡山県営食肉市場の設置条例、岡山県指定種豚場設置要綱制定

大規模草地改良事業を行なった蒜山原三木ヶ原団地に、本年度乳牛育成場が、また岡山市網浜に設置の県営と畜場および食肉市場が近く完成、まもなく業務を開始することになっているが、設置の条例がつぎのように公布された。

また豚の合理的改良繁殖をはかるため、岡山県指定種豚場設置者に対して必要な助成などを行なう設置要綱が定められた。

岡山県条例第 16 号

岡山県乳牛育成場条例

(目的及び設置)

第 1 条 乳牛の育成を行ない、もって酪農経営の合理化に資するため、岡山県乳牛育成場（以下「育成場」という。）を真庭郡川上村に設置する。

(職員)

第 2 条 育成場に場長その他必要な職員を置く。

(使用料)

第 3 条 育成場に乳牛を預託しようとする者は、別表に定める額の使用量を納付しなければならない。ただし、別表により難いと認められるものについては、知事が別に定める。

(その他)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

岡山県条例第 17 号

岡山県営と畜場条例

(目的及び設置)

第 1 条 食用に供するために行なう獣畜の処理の適正化を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、岡山県営と畜場（以下「と畜場」という。）を岡山市に設置する。

(許可)

第 2 条 と畜場の設置を使用して、獣畜のと殺及び解体を行なおうとする者は、知事の許可を受けなければなら

なければならない。

(使用料)

第 3 条 前条の許可を受けて施設を使用する者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の納付は、相当額の岡山県収入証紙によるものとする。

(職員)

第 4 条 と畜場に場長その他必要な職員を置く。

(その他)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、と畜場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

岡山県条例第 18 号

岡山県営食肉市場条例

(目的及び設置)

第 1 条 食肉取引の合理化と円滑化を図るため、岡山県営食肉市場（以下「市場」という。）を岡山市に設置する。

(取扱品目)

第 2 条 市場において取り扱う物品は、牛、馬、豚めん羊及びやぎの枝肉とする

(売買の方法)

第 3 条 市場において行なう売買は、せり売りの方法による。ただし、知事が別に定める場合は、入札売り、定価売り又は相対売りの方法によることができる。

(卸売人)

第 4 条 卸売人になろうとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(保証金)

第 5 条 卸売人は、許可を受けた日から 30 日以内に知事が別に定める額の保証金を納付しなければならない。

別表

獣畜の種類	金額
牛及び馬	一頭につき 五〇〇円
豚	同 二五〇円
こ牛及びこ馬（生後一年未満のもの）	同 二五〇円
めん羊及びやぎ	同 一五〇円
備考 病畜については、 病畜に付した額とする。	同 百円を加算

別表

種 別	金額
生後七箇月以上十二箇月未満の乳牛	一頭一日につき一〇〇円以内
生後十二箇月以上二十四箇月未満の未經産乳牛	同 一〇〇円以内
生後二十四箇月以上の繁殖障害乳牛	同 一五〇円以内

岡山畜産便り1962.05

(受託契約準則)

第 6 条 卸売人は、肉畜及び枝肉の受託契約準則を定めて知事の承認を受けなければならない。

(売買参加者)

第 7 条 売買参加者になろうとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(使用料)

第 8 条 卸売人及び売買参加者が市場の設備を使用しようとするときは、別表第一に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 市場の冷蔵庫を使用しようとする者は、別表第二に定める額の使用料を納付しなければならない。

3 既納の使用料は、還付しない。

(許可の取消し等)

第 9 条 知事は、卸売人又は売買参加者が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、又は市場内における業務の停止を命ずることができる。

1 使用料その他市場に関する県への納付金を滞納したとき。

2 業務に関し、不正な行為があったとき。

3 市場の業務又は市場内における他人の業務を妨害したとき。

4 前各号のほか、知事が市場の管理上必要があると認めたとき。

(職員)

第 10 条 市場に場長その外必要な職員を置く。
(その他)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、市場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

岡山県告示第 293 号

岡山県指定種豚場設置要綱

(趣旨)

第 1 条 知事は、豚の合理的改良繁殖を図り、養豚経営の基盤を確立するため、県内の優良な種豚を生産販売する養豚施設をこの要綱の定めるところにより、岡山県指定種豚場(以下「指定種豚場」という。)に指定して必要な助成を

行なうものとする。

(選定基準)

第 2 条 指定種豚場は、次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

1、血統が明確で品種の特徴をそなえた優良種豚 10 頭以上を飼育し、又は将来飼育する見込みがあると認められるもので、生産子豚の販売を目的とするもの

2、自給飼料の生産が充分で、飼料の需給が安定しており、子豚生産費の低減に努めるもの

3、施設の構造が豚の生産と育成に適合し、衛生的であると認められるもの

4、施設の管理者が、豚の改良意欲がおう盛で、相当の知識、技能を有しかつ、その地域の養豚振興について積極的な指導力を有すると認められる者であること。

(申 請)

第 3 条 指定種豚場の指定を受けようとする者は、毎年 2 月末日までに別記様式第 1 号による申請書を知事に提出しなければならない。

2、前項の申請書には、当該市町村長の推せん書を添付しなければならない。

(助 成)

第 4 条 知事は、指定種豚場に対して、次の助成を

別表第一 施設使用料			
種 別	金 額	備 考	
卸売人枝肉取引所使用料	売上金額の千分の二		
卸売人売場使用料	一平方メートルにつき月額 三〇円以内	使用期間が一月に満たない場合は、日割計算による。	
事務所使用料	同 月額一〇〇円以内		

別表第二 冷蔵庫使用料			
一 急速冷却料			
種 別	金 額	備 考	
牛、馬	半丸 (二分体) 五〇円以内		
	後身 (四分体) 二五円以内		
	肩 (四分体) 二五円以内		
豚、こ牛、こ馬	半丸 (二分体) 二五円以内		

二 冷蔵保管料			
種 別	金 額	備 考	
牛、馬	半丸 (二分体) 一個一日につき 三〇円以内		
	後身 (四分体) 一五円以内		
	肩 (四分体) 一五円以内		
豚、こ牛、こ馬	半丸 (二分体) 一五円以内		
内臓その他	知事が別に定める額		

岡山畜産便り1962.05

行なうことがある。

- 1、ランドレース種豚の譲渡
- 2、種雄豚の貸付け
- 3、養豚施設に対する補助及び融資のあっ旋
- 4、種豚の飼育管理についての指導
- 5、生産種豚の販売あっ旋

(管理者の遵守事項)

第5条 指定種豚場の管理者(以下「管理者」という。)は、豚の生産及び販売にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1、種豚は日本種豚登録協会に種豚登録をして、純粋繁殖を行ない、生産子豚については、極力同協会の産子検定及び産肉能力検定を受けること。
- 2、生産子豚のうち、種豚として育成又は販売するものは、日本種豚登録協会に子豚登記をすること。
- 3、ランドレース種の生産子豚のうち、肉豚として販売する雄は去勢をすること。
- 4、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく予防注射を受ける等伝染病の予防措置を講ずること。

(報告等)

第6条 管理者は、譲渡を受けたランドレース種豚が分べんしたときは、10日以内に別記様式第2号による分べん報告書を知事に提出しなければならない。

第7条 管理者は、譲渡を受けたランドレース種豚及びその種豚から生産された豚を他人に譲渡しようとするときは、あらかじめ、届け出て知事の承認を得なければならない。

第8条 管理者は、譲渡を受けたランドレース種豚が盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故があったときは、5日以内に別記様式第3号による事故報告書を知事に提出しなければならない。

第9条 管理者は、種豚場の業務を廃止したときは、その旨を知事に報告しなければならない。

(指導監督)

第10条 知事は、管理者に対し、養豚の飼育管理その他必要と認める事項を指示し、又は報告を求めることができる。

(指定の取消し)

第11条 知事は、管理者がこの要綱に違反したときは、指定種豚場の指定を取り消すことができる。

(書類の経由)

第12条 この要綱により、知事に提出する書類は、すべて所轄農林事務所を経由しなければならない。

様式第1号

年 月 日

岡山県知事 殿
申請人 住所
氏名 ㊟
指定種豚場設置申請書

豚の合理的改良繁殖により優良種豚を生産販売するため、岡山県指定種豚場の指定を受けたいので、岡山県指定種豚場設置要綱第3条第1項の規定により申請します。

(添付書類)

1. 現在の施設の平面図及び拡充計画書
2. 原種豚の飼養と生産販売計画書
3. 耕地面積と自給飼料の生産計画書
4. 管理者の養豚経歴と従業者の性別、年令、人員等

様式第2号

年 月 日

岡山県知事 殿
管理人 住所
氏名 ㊟
譲り受け種豚分べん報告書

譲り受けをした種豚が、下記のとおり分べんしたから報告します。
記

登記(登録)番号	名号	産次	種付けした雄分べん産子の性別頭数					摘要
			名号	種付年月日	年月日	めす	おす	

備考：摘要欄には、分べんに際し、母子豚に異常があった場合その状況を記入すること。

様式第3号

年 月 日

岡山県知事 殿
管理人 住所
氏名 ㊟
譲り受け種豚事故報告書

譲り受けた種豚について、下記のとおり事故があったので報告します。
記

1. 種 豚

登録(登記)番号	名号	血統		性別	生年月日
		父	母		

2. 事故の種類
3. 事故のてん末
4. 平素の飼育管理状況

備考：(1) 盗難、失そう等の場合はこれを証するに足る書類を添付すること。
(2) 疾病および死亡等の場合は、獣医師の診断書又は検案書を添付すること。